

相模国府域の様相

— 国府域内の集落の分析をとおして —

明 石 新

はじめに

昭和40年代後半に入つて、県内の各地で大型の調査が行なわれ多くの成果をあげ、神奈川県の考古学の研究は一段と進歩したのが現状である。特に土器研究は集落構造の分析を行なう上での基本的な課題として取りあげられ、各遺跡毎に変遷・編年⁽¹⁾が提示され、20～30年単位での編年体系が確立されるようになった。

この背景には、須恵器窯⁽²⁾、灰釉陶器・緑釉陶器窯⁽³⁾の生産址での編年や平城京・平安京⁽⁴⁾といった宮都での記年銘の木簡に伴う土器組成の編年によるところが大きい。かと言って、研究者間の微妙な食違いは否定できないが、大筋の変遷・編年観は一致していると判断している。

相模国府研究も下曾我遺跡や宮久保遺跡の調査により活発に展開されているが、肝腎の「政庁」を検出してたために初期国府所在地については、二説が有力視されている。一つは海老名市に所在する国分寺周辺に、二つは小田原市の千代廃寺周辺に比定する見解があるが、何れの説も決定打に欠けている。前者の研究者の一人である国平健三氏は国分寺は国分寺の詔以後創建されたとの見解⁽⁵⁾を発表したが、現時点での国分寺周辺域での調査では何ら国府に関する遺構や遺物は発見されていない。問題は国分寺があるから国府が近傍にあるのではないかとの論証は、実証性に欠けるものである。後者は千代廃寺を初期国分寺にあて、下曾我遺跡周辺を国府所在地にあてる見解であるが、傍証するには不十分である。現在の状況は千代廃寺を足下郡の郡衙に伴う郡寺との考え方や、下曾我遺跡を7世紀末の初期国府を足柄下評衙内⁽⁶⁾（後に足下郡衙）に置かれたとの考え方もあり、新たな展開状況となっている。

こうした相模国府研究の状況にあって、平塚市四之宮の『稻荷前A遺跡第1地点』から、「国厨」・「大住厨」・「大厨」の墨書き土器が出土した。本来ならば調査した小島弘義氏が執筆するはずであったが、突然の逝去のために、筆者が第3地点を調査した関係で報告することにとなった。十分な分析を行なうことができなかつたが、遺構や遺物（墨書き土器も含む）を検討し、少なくとも従来の国府所在地の論点では説明できない点から、初期国府所在地はもともと平塚市にある可能性が強いと発表した。⁽⁷⁾

今回の視点は国府域の集落の分析からその様相を探り、初期国府所在地を平塚市四之宮周辺域に位置付けるものである。

1. 「国厨」の墨書き土器について

(1) 遺跡の概要

「国厨」を出土した稻荷前A遺跡はJR平塚駅から北約2.5kmに位置し、砂州・砂丘上に立地する。周辺の六ノ域・高林寺遺跡等は官衙域として注目されていたが、本遺跡が具体的に調査が行なわれたのが平成元年であり、報告されたのが平成4年である。

調査面積165m²という小規模な調査でありながら、図1のように重複関係が多くかつ密度の濃い遺跡であり、検出した遺構は掘立柱建物址1棟、竪穴住居址5軒、ピット88本、溝状遺構3条、井戸址2基である。

重複関係や遺構内の遺物の分析から、大きくVII段階の変遷がたどれる。

I段階（7世紀末）

SB01が該当（SI04との新旧関係から）するものと考える。

II段階（8世紀第1四半期）

SI04とSI05が相当する。遺物には若干形態差があると考える。

III段階（8世紀第2四半期）

SI03とSD01が当てはまる。

IV段階（8世紀第3四半期）

SI01とSD02・03が相当する。ただし、SB01の新旧関係が逆転した場合はこの段階に比定され、掘立・竪穴・溝（区画溝）の組合せになる。

V段階（9世紀末～10世紀初頭）

SI02が該当する。

VI段階（10世紀末～11世紀前半）

SE01や規模の小さなピット。

VII段階（13世紀中葉以降）

SE02が相当する。

このVII段階の変遷で、本章に関係するのは、III段階の「大住厨」・「大厨」とIV段階の「国厨」が出土した意義である。

(2) 「国厨」の意義について

「国厨」の墨書き土器を出土した1号住居址からは、3点の「国厨」の他に、「国」や「厨」と判読出来るものが4点出土している。現時点での一つの遺構からの「国厨」の出土点数は3点は全国最多出土例である。遺構外からも2点出土している。

「国厨」の意味は「相模国+厨」を標記したものである。最近、「国厨」を出土する遺跡の性格を検討し、「国厨」を出土する場所を直接「国厨家」と比定するのは疑問であるとの見解がだされている。確かに国府域や国府域と推定される以外の場所、寺院址や骨蔵

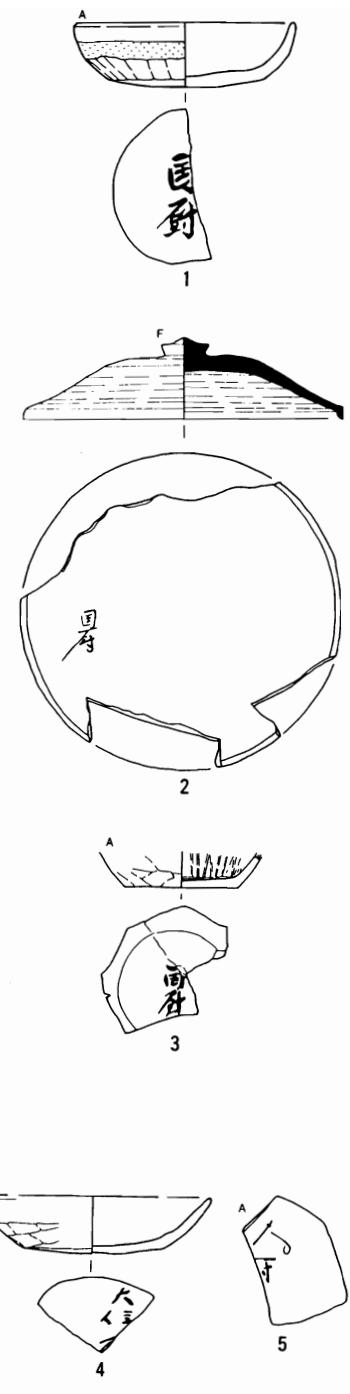
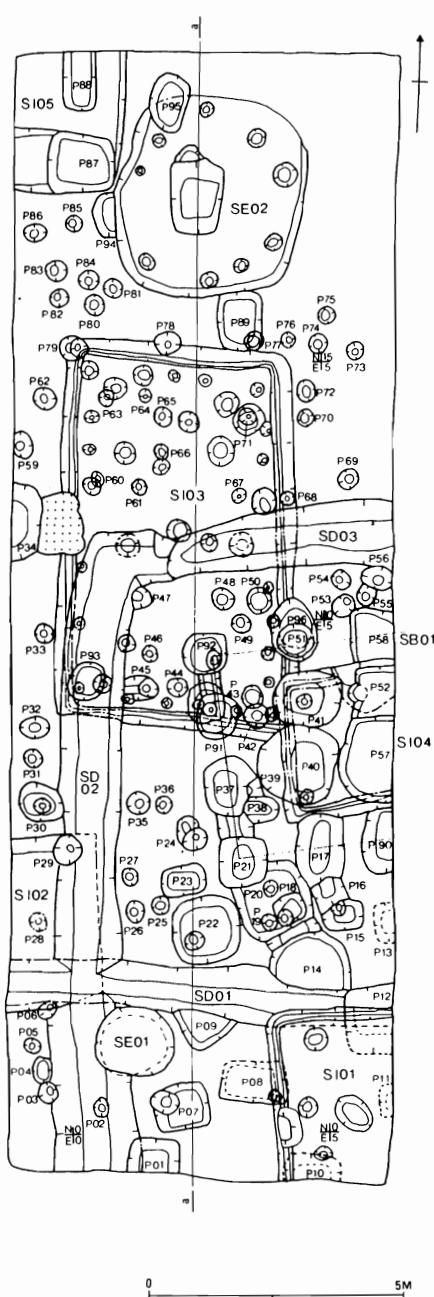


図1 稲荷前A遺跡 第1地点

器の蓋に転用されたものが出土するなど、その出土地の様相は画一的ではないのが現状である。

こうした状況の中で、本地点から出土した「国厨」をどのように解釈するかが問題である。調査成果からでは「国厨家」を断定できる確証は得られていないが、少なくとも「相模国府の国厨家」と言う行政組織が何らかの形で介在したことは確かであろう。また、四之宮下郷遺跡以来の一連の調査・報告で、「政庁」は確認されてはいないものの「大住国府」を四之宮周辺に当てる可能性が非常に強いものがある以上、本地点が相模国府域に中に入ることは問題ないものと考える。つまり、「国厨」を出土した地点がどのような性格かは別問題として、国府域に入ることが重要であり、そのことに意義があるものである。

(3) 「国厨」の墨書土器の年代について

「国厨」の墨書土器の年代については、大きく8世紀後半と9世紀前半の2時期の年代のものが含まれている。前者には1の土師器坏と2の須恵器蓋が該当する。1の土師器坏は中原上宿IV期、四之宮下郷第5～6期、草山第V～VI期⁽¹²⁾に、2の須恵器は大振の碗の蓋で湖西編年V期、鳩山編年IV期、北武藏東金子窯跡前内出窯式⁽¹³⁾に相当するものである。後者は3の土師器坏である。甲斐型の坏と当初考えたが、甲斐型模倣坏⁽¹⁴⁾と訂正する。草山第VII、甲斐型土器編年⁽¹⁵⁾のVII期に該当する。

2時期の「国厨」を含む1号竪穴住居址は、1と2の床面からの出土から8世紀第3四半期の年代が与えられる。なお、未報告であるが、第2地点では9世紀第1四半期の「国厨」の墨書土器が出土している。

(4) 初期国府所在地について

「国厨」墨書土器の年代から、8世紀第3四半期には「相模国府」が存在したと考えるが、ここで問題としたいのは初期国府所在地である。海老名説・小田原説の何れもこの時期に大住郡に国府が移転したとは考えていない。海老名説は元慶二（878）年の国分寺倒壊・火災により移転したとの見解⁽¹⁶⁾、小田原説は弘仁十（819）年の国分寺火災によるという考えた方であるが、何れの論拠をもっても墨書土器の年代とはかけ離れるものである。特に海老名説とは約百年の隔たりがあり、到底納得出来るものではなく、小田原説は足下郡衙の郡寺と解釈されるにいたってはなおさらである。この二説の根拠が成り立たない以上、初期国府は大住に所在したと考えるのが妥当である。

これを補論するものとして、3号竪穴住居から出土した4・5の「大住厨」・「大厨」をあげることができる。この墨書の年代は8世紀の第2四半期に該当するものであり、「国厨」とは約25年遡るものである。一般的に7世紀末から8世紀初頭に郡衙が、8世紀前半に国府が成立したと考えられている。「大住厨」の墨書の背景は、国厨家が大住郡の郡厨家を動員した結果によるものと解釈する。

2. 国府域の設定

前章で相模国府は当初から「大住郡」に所在するとの見解を示したが、本章では国府の範囲はどこから、どこまでであるかという「国府域」を設定する。今回の設定については、今までの調査され報告されたものを全て分析したわけではなく、遺跡の立地条件から検討したものであることをあらかじめ断わっておく。

政治・経済・文化の中心地である国府は、当然その国の社会的状況に左右されて成立された。つまり、在地豪族層の郡司（旧国造等）とどのような関わりの中で、国府が形成されたかは大きな課題である。一方どのような地理的条件の中で設置するかも重要な選択の一つであり、その条件の中でも自然地形が最優先されたと考える。

足柄峠を越えると相模国に入るが、国府が所在した平塚市（大住郡）は相模川河口付近の右岸に位置し、東に相模川、西に金目川、北は丹沢山塊、南は相模湾に面している。遺跡の立地や分布の在り方から以下のことが指摘出来る。

(1) 遺跡の立地条件から

- ① 沖積低地は砂州・砂丘、砂丘間凹地、自然堤防、扇状地、後背湿地に区分されるが、遺跡の分布は砂州・砂丘上に圧倒的に多い。
- ② 砂州・砂丘は縄文海進以降に形成されたものであり、弥生時代後期にはJR東海道線が走る所まで形成された。
- ③ 平塚市は砂州・砂丘が良く発達し、砂州・砂丘との間には砂丘間凹地が存在し、この砂丘間凹地は居住空間ではなく、生産空間の場である。
- ④ 砂丘間凹地は金目川水系に開いている。

(2) 遺跡の遺構・遺物から

- ① 掘立柱建物址や住居址は砂州・砂丘や自然堤防に立地している。
- ② 規則性の在る掘立柱建物址や住居址は砂州・砂丘に多い。
- ③ 井戸で木枠を伴うものは砂州・砂丘に多い。
- ④ 特殊遺物は砂州・砂丘に多い。
- ⑤ 溝状遺構は基本的に生産関連遺構と居住関連遺構とに大別され、前者は凹地や自然堤防に多く、後者は砂州・砂丘に多い。
- ⑥ 八幡神社以南には遺跡が少なく、遺構密度も弱い。

(1)・(2)により、国府域は八幡神社以北、真土大塚山古墳以南に求めることができ、南は下田川凹地、北側は真土大塚山古墳の南側の凹地を境とする。西と東の境は判断しがたいが、現時点での状況から西はパイロット線付近、東は相模川の氾濫で切れる旧厚木道までと考える。なお、国府に付随した「津」は物資の搬入・搬出や交通・軍事手段としての利用を考えた場合、金目川より相模川が適していると判断する。

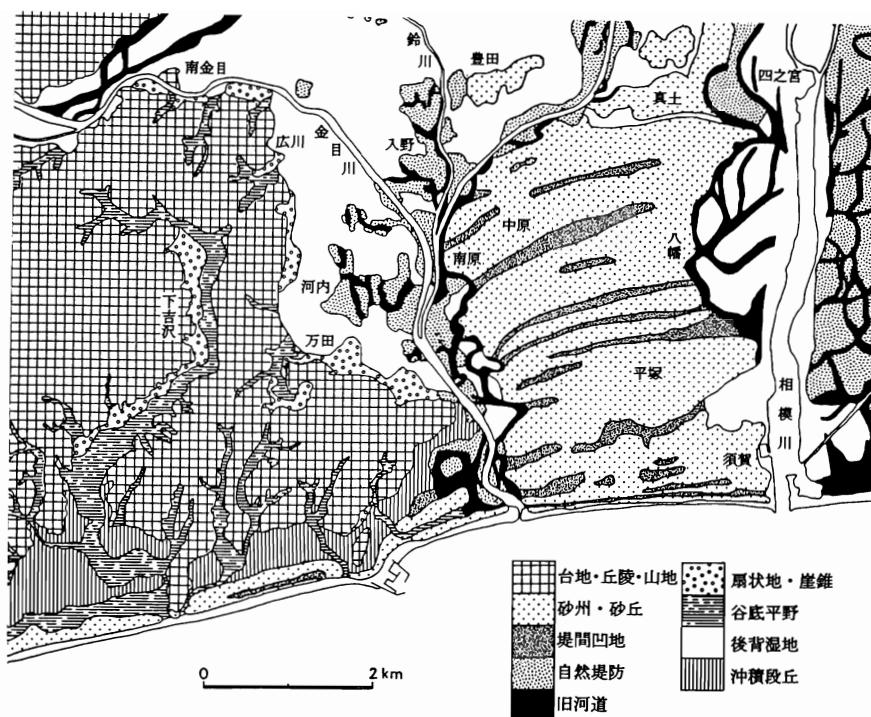


図2 地形分類図（森 慎一：1993より転載）

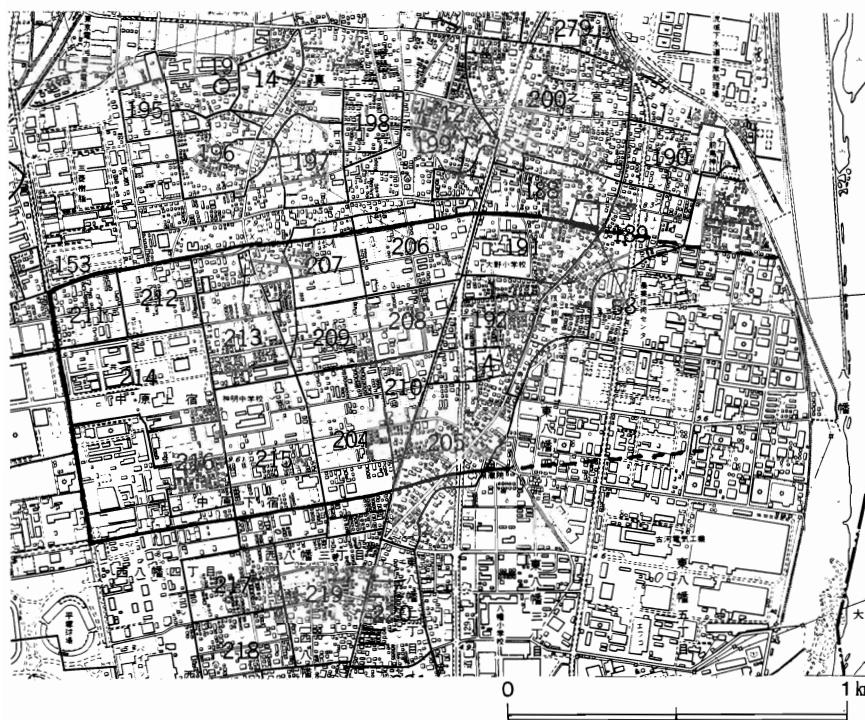


図3 国府域想定図（太線の範囲）

3. 国府域の様相

本章では前章の国府域の設定に基づき、国府域の遺跡を分析し、その傾向と特徴から全体の様相を探るものである。分析を対象とし遺跡は国府域の17遺跡の内、天摩遺跡と高林寺寺院跡を除いた15遺跡であり、未報告のものは基本的に除いた。遺構の分析には掘立柱建物址、竪穴住居址や溝状遺構を視点に置いたが、溝状遺構に関しては良好な結果にいたらなかったのは残念である。⁽¹⁹⁾

(1) 各遺跡の傾向と特徴

1 六ノ域遺跡

本遺跡はNo.191として登録されており、その遺跡面積は56,000m²を有する。現在まで10地点調査が行なわれているが、報告は第1～9地点までである。第1～9地点での調査面積は2,949m²であり、全体の5.2%である。

第1地点は四之宮下郷のⅡ区をあてた。掘立柱建物址は検出されず、竪穴住居址を中心で、墨書土器「垂」・「x」や刻線土器が出土している。第3・4地点は大野小学校校庭内の調査で、掘立柱建物址41棟、竪穴住居址111軒等801基の遺構が検出されている。墨書土器「大」・「福」・「王」、刻線土器、石帶7点、綠釉陶器他官衙的遺物を多く出土している。この地区を官衙曹司群と推定しているが、実態は分かっていない。掘立柱建物址や竪穴住居址の時期区分の分析では、掘立柱建物址は7世紀後半から8世紀に集中しており、逆に竪穴住居址は9世紀後半以降に偏る傾向が指摘できる。この結果から8世紀を中心とした時期に曹司群が形成されたものであり、少なくともこの段階から国府の存在を肯定できる素材が在るものと考える。第5～9地点の成果ではこれといったものを見いだすことは出来ないが、遺物的には貴重な資料が出土している。先ず第8地点では、土師器壺の外面に人面墨書が施されるものである。県内では藤沢市の南鍛冶山遺跡の土師器甕に次ぐ二例目の出土となる。この人面墨書の時期は8世紀後半に比定されるものである。第9地点では土壌に大量の土器が伴い、中には黒笛90窯式に相当する灰釉陶器段皿の優品や墨書土器「中嶋」・「南中」が出土している。この土壌は祭祀的様相が強く、その性格を「大祓の祭場」に関連したものと解釈されており、この他にも第3地点でも大量の土器に「福」・「吉」等を伴った土壌が確認されている。

本遺跡の全体的な傾向として官衙曹司群の中心的存在として捉える事が出来る。

2 高林寺遺跡

本遺跡はNo.192として周知されており、その遺跡面積は86,000m²の規模を持つ。現在まで13地点調査が行なわれているが、報告は第1～12地点までである。第1～12地点での調査面積は2,291m²であり、全体の2.6%である。

第1地点は四之宮下郷の1区に該当する。掘立柱建物址7棟、竪穴住居址が28軒を検出

した。掘立柱建物址は9世紀、竪穴住居址は8世紀と10世紀が主体となり、六ノ域遺跡とは様相が異なる。銙帶2点、石帶2点、墨書土器「盛」・「郡」や刻線土器が出土している。第3地点は掘立柱建物址1棟、竪穴住居址17軒が検出されている。9世紀後半以降のものが主体である。銙帶3点、墨書土器「政所?」・「曹司」、刻線土器が出土している。第4地点は掘立柱建物址5棟、竪穴住居址23軒が検出されている。9世紀代の掘立柱建物址を中心とするが、竪穴住居址は7世紀後半から10世紀後半代に分散する傾向にある。第5地点は土壙・溝状遺構が多く、特に土壙としたものには掘立柱建物址の可能性のあるものが多い。9世紀後半以降が主である。墨書土器「口住」、石帶、鉸具が出土している。第6地点は9世紀後半以降の住居址と溝状遺構が主体である。第7・9地点は掘立柱建物址や住居址が検出されたが、この地点での最大の成果は区画溝の検出といえる。規模は東西45m・南北63m、幅1.2~1.3m、深さ1m前後を測り、溝の内側と外側に柱穴列が検出された。この区画溝は8世紀中葉~10世紀頃まで使用されたものとされ、その性格は伯耆国庁の規模を想定していることから、相模国府の政庁と判断したものと考える。しかし、13地点の調査では想定した範囲まで延びなければならない区画溝は確認されておらず、政庁の区画溝と判断するには問題があるものと考える。また、第7地点での住居址の分析でも7世紀後半から10世紀後半までのものがあり、政庁という場に住居址が存在するのも問題であろう。さらに、この区画溝の内側に大規模な掘立柱建物址の片鱗が窺われないのも疑問視する点である。13地点での正式な報告によって明らかにされるものと考える。第10~12地点は9世紀後半以降に遺構が偏る傾向があるようである。

全体的には掘立柱建物址は9世紀以降、住居址は8世紀と10世紀に主体があるようである。

3 坪ノ内遺跡

本遺跡はNo.189として周知されており、その遺跡面積は93,000m²の規模である。現在まで5地点調査が行なわれているが、報告は第1~4地点までである。4地点までの調査面積は928m²であり、全体の1%である。

第1地点では2軒の住居址を確認し、1軒が10世紀後半の所産である。第2地点は3棟の掘立柱建物址と7軒の住居址を検出した。1号掘立柱建物址は桁行4間・梁行2間の東西棟で、柱間寸法2m。2号掘立柱建物址は桁行3間以上・梁行2間の東西棟で、柱間寸法2.4m。3号掘立柱建物址は桁行4間・梁行2間の南北棟で、柱間寸法2.3~2.4m。これら3棟の掘り方は1mを越えるが、特に1号は1.50~2.26mと大きい。平面形態でも官衙特有の長方形や方形をとっている。3棟の掘立柱建物址は8世紀前半である。住居址は1軒以外は9世紀以降のものであり、8世紀と9世紀では遺構の様相が異なる。墨書土器、刻線土器、毛抜が出土している。第3地点では第2地点とその様相は一変し7世紀末と9世紀頃の溝状遺構が主体となる。注目されるのは弥生中期の方形周溝墓が確認されたこと

である。沖積低地で検出された最古のものであり、大原遺跡の弥生中期の住居址の検出から、低地での集落が徐々にではあるが開始されたことを物語るものである。その意味に於いては本論とは関係ないが、本市の歴史過程における一頁を飾るものである。第4地点は8世紀後半～9世紀の掘立柱建物址3棟と住居址6軒が確認された。掘立柱建物址は規模や平面形態の点から、第2地点のものとは異なるものと判断するが、3号掘立柱建物址は桁行3間・梁行2間の南北棟の総柱に東と西に廂が付くものは特異な存在である。

本遺跡は第2地点の掘立柱建物址が示すように、その規模や掘り方平面形態から、官衙施設の一角であり、報告者が指摘するように国府域の東端を示すものである。現に平成5年の第5地点⁽²⁰⁾（第2地点の南側約50m）の調査では、9世紀後半の桁行6間・梁行4間の総柱の東西棟の掘立柱建物址が確認された。柱間寸法2.4～2.7m、柱穴は長方形から方形の一辺2m・深さ1.30mの規模を持ち、掘り方から根固め石や礎石と思われる礫が出土するなど従来の調査では見られなかったものが検出されている。また、その掘り方から硯、綠釉陶器や星形鉢が出土しており、国府の中にあっては重要な機能を担った施設の一部と考える。

4 稲荷前A遺跡

本遺跡はNo.205として周知されており、その遺跡面積は105,000m²の規模を持つ。現在まで3地点調査が行われているが、報告は第1地点まで、調査面積は165m²であり、全体の0.1%である。

第1地点は本論で記述したとおりであるが、第2地点でも第1地点の報告書で取り上げたように「国厨」の墨書き土器を1点出土している。この土器は甲斐型の土師器壺の底部に墨書きされ、9世紀代1四半期のものである。第1地点とは南東約50m挟んだ129線の反対側に位置するが、第1・2地点の「国厨」の墨書き土器は6点、国厨と判読される3点を合わせると9点になる。確実な6点の「国厨」の墨書き土器の数は全国の国府遺跡や国府関連遺跡から出土する点数を上回るものであり、出土した地点が国府外の国厨家の関連施設とは想定できない以上、国厨家の存在を当地点に当てるのは検討外れではないことと考える。

5 諏訪前A遺跡

本遺跡はNo.206として登録されており、その遺跡面積は75,000m²の規模である。現在まで10地点調査が行なわれているが、報告は第1・3～10地点までである。10地点までの調査面積は2,936m²であり、全体の3.9%である。

第1地点は四之宮下郷の3・4区に該当し、313基の遺構の内、住居址65軒・掘立柱建物址9棟を確認した。掘立柱建物址の最大規模は桁行7間（10.5m）・梁行2間（3.6m）の南北棟を検出したが、相対的に県道拡幅という条件により確定出来るものが残念である。8～9世紀が主体である。住居址は年代が分からぬものが約3割あるが、7世紀後半から10世紀前半までの時期で、主体は9世紀後半にある。遺物の中には墨書き土器

「大」・「刑」・「寺」・「富」、刻線土器、円面硯 2 点・転用硯、銚帯 3 点、石帶 2 点、鉸具 2 点が出土している。本地点は六ノ域第 1 地点と同様に官衙遺跡の一角である。第 3 地点は掘立柱建物址 8 棟・住居址 12 軒を検出した。掘立柱建物址は 8 世紀と 10 世紀、住居址は 9 世紀が中心となる。遺物の中で注目すべき物は 1 号掘立柱建物址から出土した墨書土器である。甲斐型の土師器坏底部外面に「家」の墨書の他に口縁部外面に水鳥の墨絵が対角線に描かれ、棟上げなどの慶事・祭祀に使用されたと報告されている。どのような出土状況かわからないが、地鎮の性格が考えられる。また、縄文土器勝坂式の完形の深鉢が逆位で出土している。沖積低地での初の縄文完形土器の出土であり、様々な問題を提起するものである。第 4 地点では掘立柱建物址は検出されていないが、163 本の柱穴には多くの掘立柱建物址の存在を認めることが出来る。住居址 18 軒は 7 世紀後半から 10 世紀後半までのものであり、比較的継続的に存続したと考える。出土遺物の特徴を上げると、墨書土器「垂」8 点、銅銚 3 点、円面硯 2 点や太刀の鎬がある。一般集落ではなく、官人層の住居域として位置づけたい。第 5 地点は掘立柱建物址 3 棟・住居址 24 軒を検出した。掘立 3 棟は 9 世紀であるのに対し、住居は 8 世紀後半から 9 世紀前半のものは確認されていない。遺物は灰釉陶器碗を転用した朱墨の硯や墨書土器「西」・「井」がある。第 6 地点は掘立柱建物址 2 棟・住居址 23 軒を検出した。掘立 2 棟の時期は分からぬが、住居は 8 世紀前半と 9 世紀後半以降のものが確認されている。遺物は透かしのある銅銚巡方が出土している。第 8 地点は掘立柱建物址 2 棟・住居址 6 軒を検出し、掘立 2 棟は 8 世紀前半に対し、住居は 8 世紀前半と 9 世紀以降のものである。8 世紀前半の掘立と住居は国府成立過程に絡んでいると考える。第 9 地点は掘立柱建物址 7 棟・住居址 5 軒を検出した。掘立 7 棟の内 3 棟は 7 世紀後半、8 世紀前半・後半に対し、住居は 9 世紀以降のものである。

各地点の成果により、本遺跡は一般集落ではなく官衙関連遺跡の一角と考える。その実態は分からぬが、時期により官衙曹司群の一部分であったり、官人層の居住域であったりするなどその様相は一律ではないと考える。

6 諏訪前 B 遺跡

本遺跡は No.208 として登録されており、その遺跡面積は 44,000 m² の規模である。現在まで 5 地点調査が行なわれ、その調査面積は 1,885 m² であり、全体の 4.3% である。

第 1 地点は掘立柱建物址 1 棟、溝状遺構 23 条が検出。掘立柱建物址は桁行 2 間 (3.1 m)・梁行 1 間 (1.5 m) の南北棟であるが、報告者が指摘しているように掘立柱建物址としては、柱穴の配列から疑問である。溝状遺構は東西や南北に延びるものが多く見られ、1 ~ 4 号溝状遺構は規模が大きい。これらの年代は概ね 10 世紀代に比定されるものと考える。「僅かな凹地がこのように集落空間以外の目的で位置づけられることは、相模国府の所在を考える上で重要性をしめる」とその特質を指摘している。第 2 地点は第 1 地点の南西約 50 m に位置し、検出した遺構の主体は溝状遺構 51 条である。凹地に立地し、溝主体である

ことから第1地点との関連が強いところである。基本的に凹地に立地する溝状遺構の性格は農耕に関連した灌漑施設と理解していることから、第1・2地点は国府域の中にあっては生産空間の領域に入るものであるが、その具体的性格は分からぬ。墨書土器「万」が出土している。第3地点は住居址26軒を検出した。7世紀後半から10世紀後半のものであるが、主体をなすのは8世紀前半の12基である。遺物では転用硯や刀子が比較的多く出土している。この点から「相模国府関連の下級官吏即ち刀筆の吏の生活の場の可能性が強い」と報告されている。その是非は別として、8世紀前半の住居址が多く検出されたことに意義あるものと考える。第4地点は8世紀前半の掘立柱建物址1棟、10世紀後半の住居址1軒と8世紀と10世紀の溝状遺構4条を検出している。遺物では墨書土器「正」が出土している。第5地点は23条の溝状遺構が検出され、8世紀代が5条、10世紀代が18条となり、生産空間の場である。

本遺跡は第3地点を除く4地点は接近し、砂丘間凹地に立地している。溝状遺構が多く検出されたことが特徴であり傾向でもある。金目川に解析する「谷川」の最奥部にあたる本遺跡は丁度国府域を南北に分断するような状況を呈しており、単に生産空間の場として捉えるのが正しいかは検討の余地がありそうである。

7 稲荷前B遺跡

本遺跡はNo.210として登録されており、その遺跡面積は33,000m²の規模である。現在まで5地点調査が行なわれている。報告は第1・2地点までであり、その調査面積は29m²であり、全体の0.1%である。

第1地点は10世紀後半の掘立柱建物址1棟と溝状遺構1条を検出し、第2地点では住居址8軒を検出したが、時期の分かるものは10世紀前半の1棟である。

第1・2地点から本遺跡の全体的な傾向をつかむことは非常に難しいものがあるが、3～5地点の調査成果から類推すると、大型の掘立柱建物址を中心に竪穴住居址が展開し、遺物的にも優品が出土していることから、全体的な評価としては曹司群の一角に相当するものと考える。

8 七ノ域遺跡

本遺跡はNo.207として登録されており、その遺跡面積は85,000m²の規模である。現在まで6地点調査が行なわれている。報告は第1地点だけであり、その調査面積は120m²であり、全体の0.1%ある。

第1地点（国庫補助事業－詳細分布調査－）では掘立柱建物址1棟、竪穴住居址5軒、溝状遺構4条が検出された。掘立柱建物址の時期は不明、竪穴住居址は8世紀前半2軒、9世紀3軒、4条の溝状遺構の内2条が9世紀のものである。遺物は墨書土器「石」が出土している。本調査では東西に延びる溝に直交する区画溝や桁行5間以上・梁行2間の南北棟で、柱間寸法約2mの規模をもつ大型の掘立柱建物址が検出された。竪穴住居址は少

ない。未報告であるが第3地点でも桁行6間・梁行2間の南北棟の大型の掘立柱建物址が検出されている。⁽²¹⁾

第1地点からの本遺跡の性格は判断しがたいが、大型の掘立柱建物址や区画溝の検出などから、国府域内でもかなり重要な曹司施設が存在したものと考える。重要施設の周囲には基本的に竪穴住居の出土件数は少ないものと考える。

9 山王A遺跡

本遺跡はNo.209として登録されており、その遺跡面積は52,000m²の規模である。現在まで4地点調査が行なわれている。報告は第2・3地点だけであり、その調査面積は395m²であり、全体の0.7%ある。

未報告であるが第1地点は9～10世紀の住居址、土壙、井戸址、溝状遺構が検出されている。第2地点は竪穴住居址11軒、溝状遺構11条が検出された。竪穴住居は9～10世紀のもので、8世紀のものはない。11条の溝状遺構の内時期が判別したのは10世紀の4条である。この地点は砂丘から凹地への移行部、南に傾斜する「谷川」の斜面に立地するために、遺構の上でもその特質が反映されている。つまり、北側の砂丘は居住域、南側の凹地移行部は生産域となっており、立地条件を生かした生活圏が営まれている。遺物は墨書き土器「」や獸足の緑釉陶器壺破片が出土している。官衙域ではかなりの量の緑釉陶器が出土するが、獸足の壺は初めてである。第3地点は竪穴住居址9軒、溝状遺構8条が検出された。竪穴住居は9～10世紀のものが8軒、8世紀前半が1軒である。溝状遺構の内時期が判別したのは8・9・10世紀の各1条づつである。遺物は「大住」の墨書き土器が出土している。

第2・3地点からの本遺跡の傾向は、掘立柱建物址がなく、住居址や溝状遺構が主体となり、時期的にも9世紀以降が中心となっている。官衙に関連した性格を有すると判断するにはあまりにも資料が少なすぎる。しかし、第4地点（一部概要発表）⁽²²⁾は掘立柱建物址を中心とする内容で、特に8世紀後半の桁行4間（10.1m）・梁行3間（6.5m）の南北棟の大型の掘立柱建物址の柱穴掘り方内から、「佐波理匙」が出土している。全国の出土例から官衙施設と考えられ、その施設の中でもかなり中心的な存在として機能したものと考える。掘立柱建物群はさらに周囲に延びるものと判断される。

このように、遺跡内に於いては各遺跡でも指摘できることであるが、立地や時期ごとにその状況はかなり変化しており、時間と空間の相関関係の中で位置付けていくことが必要である。

10 天神前遺跡

本遺跡はNo.204として周知されており、その遺跡面積は108,000m²の規模である。現在まで8地点調査が行なわれている。第8地点は未報告である。調査面積は2,727m²であり、全体の2.5%である。

第1地点では掘立柱建物址3棟、住居址12軒、溝状遺構8条が検出された。掘立柱建物址は8世紀前半が1棟、住居址は7世紀後半1軒、8世紀前半9軒、10世紀後半1軒、溝状遺構は8世紀代4条に時期区分された。遺物には墨書き土器「大仏」、鉄製品錠前鍵の他に轍の羽口・取瓶が出土している。本地点は8世紀前半の掘立柱建物・井戸・住居・溝の組合せになり、その性格は轍の羽口・取瓶の出土から鍛冶工房として捉えることができ、この時期が国府創建期であるだけに官衙鍛冶工房群の一角として位置付けされる。第2・4・5地点は小面積のために性格は分からず。第3地点は掘立柱建物址1棟、住居址13軒、溝状遺構2条が検出された。掘立の時期は分からず、住居は7世紀後半1軒、8世紀前半7軒、9世紀後半2軒、10世紀前半3軒となる。遺物は墨書き土器「真」、轍の羽口・砥石・鉄製品・素鉄が出土している。8世紀前半代の性格を「下級官吏の居住域」として報告者は捉えているが、第1地点と同様に鍛冶工房群と理解する。しかし、9世紀後半以降の「真」を出土する住居址とどのように繋がるかは検討を要する。第6地点は掘立柱建物址1棟、住居址16軒、溝状遺構6条が検出された。掘立柱建物址は8世紀前半が1棟、住居址は8世紀前半7軒、8世紀後半5軒、9世紀前半2軒、10世紀前半1軒、溝状遺構は7世紀後半1条、8世紀代2条、9世紀代1条に時期区分された。遺物は墨書き土器・刻線土器、鉄製品・金槌・羽口・鉄滓が出土している。第6地点の東に近接する第7地点は掘立柱建物址8棟、住居址44軒、溝状遺構19条が検出された。掘立柱建物址は8世紀前半1棟、8世紀後半1棟、9世紀前半2棟、9世紀後半3棟、住居址は8世紀前半14軒、8世紀後半6軒、9世紀前半8軒、9世紀後半10軒、10世紀前半3軒、10世紀後半1軒、溝状遺構は7世紀後半1条、8世紀代1条、9世紀代5条に時期区分された。遺物は墨書き土器・刻線土器・鉄製品（鉄製の分銅）が多く、羽口112点・鉄滓約19kgが出土している。鉄滓の出土量は神明久保遺跡第1や第3地点に次ぐ量である。第6・7地点の傾向は遺構と遺物から8世紀から9世紀まで、官衙鍛冶工房の中枢をしめ、かつ工房址の周りの豊穴住居址は工人層の居住域として捉えることが可能である。東西や南北に延びる溝は工房内の職種や工程の違いを示しているのかもしれない。

11 山王B遺跡

本遺跡はNo.213として登録されており、その遺跡面積は63,000m²の規模である。現在まで5地点調査が行なわれ、第1～3地点が報告されている。調査面積は752m²であり、全体の1.1%である。

第1地点では住居址9軒、溝状遺構5条が検出された。住居址は9世紀前半2軒・9世紀後半3軒、10世紀前半5軒、10世紀後半1軒、溝状遺構は9世紀代1条に時期区分された。遺物は墨書き土器・刻線土器や石帶丸鞆2点が出土しているが、特徴となるものは灰釉陶器転用硯59点と銅滓2,067.32gで、現時点で最大の出土量となり、鉄製品が多く、鉄・鋸・鑿・鑿・飾り金具等が出土している。これらを出土する遺構は9世紀後半から10世紀前半

の住居址からである。全体的な性格として鍛冶工房的要素が非常に強いと指摘されている。官衙工房には多くの工房群が存在し、その工房の対象を銅滓や鉄製品・銅製品から鍛冶工房として捉えた視点は評価できるものであるが、この時期に果たして律令による官衙機能が働いていたかは問題がある。一方、転用硯が多く出土した事をどのように解釈したらよいかである。墨を使う対象は様々あるが、本地点の場合は鉗・鋸・鑿の道具や飾り金具の出土から、木工具（家具類）を制作するときに使う墨壺的な代役に使用したものであり、木工人の作業場や居住域と考えたい。第2地点では掘立柱建物址5棟、住居址4軒が検出された。掘立柱建物址は8世紀前半1棟、9世紀後半3棟、10世紀前半1棟、住居址は8世紀前半1軒、8世紀後半1軒、9世紀前半1軒、9世紀後半1軒に時期区分された。遺物は墨書土器・刻線土器・鉄斧・砥石が出土しているが、特徴を見いだすものはない。遺構では9世紀後半の堀立柱建物址3棟・住居址2軒・井戸址1基の組合せとなる。堀立柱建物址の3棟の規模は梁行3間（6.50m）・桁行2間（4.35m）、梁行3間（4.10～4.30m）・桁行2間（3.70～3.95m）、梁行5間（10.5m）で桁行は攢乱により不明である。遺構・遺物から性格を追求することは難しいが、第1地点より120m西と近距離であり、しかも同時期の遺構であることからその性格を推定するならば、工房に関連する事務所的な曹司群の一角に相当するものと考えたい。第3地点（国庫補助事業分）では住居址3軒を検出し、8世紀前半1軒・8世紀後半2軒に時期区分される。遺物は墨書土器が出土しているが見るべきものはないが、鉄滓が10点ほど出土している。住居址が3軒とも8世紀代であることに注意する必要がある。

本遺跡の全体的に傾向として、9世紀後半前後の時期は官衙工房の一角に相当するものと考えるが、8世紀の段階での性格は現時点では分からぬ。

12 神明久保遺跡

本遺跡はNo.215として登録されており、その遺跡面積は132,000m²の規模である。現在まで8地点調査が行なわれ、第1～5地点が報告されている。調査面積は6,668m²であり、全体の5.0%である。

第1地点では住居址70軒、掘立柱建物址6棟が検出された。住居址は8世紀前半1軒、8世紀後半1軒、9世紀前半13軒、9世紀後半15軒、10世紀前半16軒、10世紀後半9軒、時期不明8軒に時期区分された。遺物は墨書土器「大住」・「吉」他、刻線土器、鉸具2点、銅鏡2点、古錢「延喜通宝」、銅製品「火熨斗」が出土しているが、特徴は鉄滓約77.3kgと市内最大の出土量となり、鉄製品も多く刀子・釘・紡錘車等が出土している点である。鉄滓を出土する遺構は9世紀後半から10世紀後半の住居址からであり、全体的な性格として官衙鍛冶工房的要素が非常に強いと考えるが、具体的な中身についてはよく分からぬ。なお、土製竈は県内で初めて出土した遺跡と注目された。第2地点では住居址35軒検出され、9世紀前半4軒、9世紀後半11軒、10世紀前半11軒、時期不明9軒に時期区分された。

遺物は墨書き土器「雲」他、古錢「承和昌宝」が出土している。第3地点では住居址97軒、溝状遺構74条が検出された。住居址は7世紀後半1軒、8世紀前半8軒、8世紀後半5軒、9世紀前半9軒、9世紀後半19軒、10世紀前半9軒・時期不明46軒である。溝状遺構に関しては古代の所産と考えられる。遺物は豊富で墨書き土器「雲」・「城田?」・「当六」他、鉸具1点、銅鏹1点、石帶2点、銅製品水滴、瓦塔、錠前が出土しているが、最大の特徴は金属製品・鉄滓・鉄滓付着容器の量の多さである。金属製品は鉄製品477点・銅製品20点、鉄滓は1,406点・37,833g、鉄滓付着容器は308点・2,594g、銅滓9点・144gや羽口4点が出土している。9~10世紀を主体とする遺跡であるが、住居址の主軸方向や東西・南北に走る区画溝と出土遺物の内容から官衙鍛冶工房址の性格が強いものと判断され、特に銅製の錠前牡金具は本址の性格の一旦を示す資料といえる。第4地点では掘立柱建物址6棟、住居址10軒、溝状遺構20条が検出された。掘立柱建物址は9世紀後半2棟、10世紀前半2棟、不明2棟、住居址は8世紀後半1軒、9世紀後半3軒、10世紀前半4軒、10世紀後半1軒、時期不明46軒である。溝状遺構に関しては9世紀が2条で他は不明である。9世紀後半~10世紀前半が主体となる第1地点と第3地点の中間に位置していることに注目した場合、掘立柱建物址の性格は鍛冶工房址群の曹司的な機能をもったものと推定される。第5地点は掘立柱建物址2棟、溝状遺構5条が検出されたが時期は不明である。南北・東西に延びる溝状遺構3条は区画溝と推定する。

本遺跡の相対的な傾向は9世紀後半~10世紀前半を主体とするもので、第1地点や第3地点での遺物の出土内容から官衙鍛冶工房址群としての性格をもった遺跡として位置付けることが可能と考えるが、この時期に果たして官衙工房が存在したのか、それとも官衙とは別の組織をもった集団であるのか、今後の課題といえる。

13 梶谷原B遺跡

本遺跡はNo.212として登録されており、その遺跡面積は40,000m²の規模である。現在で2地点調査が行なわれ、第1地点が報告されている。調査面積は492m²であり、全体の1.2%である。

第1地点では住居址10軒、掘立柱建物址5棟、溝状遺構10条が検出された。住居址は8世紀前半1軒、8世紀後半5軒、9世紀前半3棟、時期不明1軒に、掘立柱建物址は8世紀前半3棟、8世紀後半2棟、溝状遺構は7条が9世紀に時期区分された。遺物は墨書き土器「口天」や転用硯や須恵器獸足短頸壺が出土している。報告者は一般集落的な範疇として捉えながら、官衙盛行期の時期に相当することから、性格に関しては慎重に検討すべきであると指摘している。

本遺跡の特徴や傾向は第1地点の成果からでは氷山の一角にもならないが、8世紀の住居址や掘立柱建物址が検出されたことに意義があるものと考える。8世紀前半の時期は国府造営期にあたり、国司が郡司以下の役人、工人（技術集団）や一般農民を駆り出して国

庁や曹司群を中心に国府域の建設中の真最中である。つまり、一般集落として理解するのではなく、掘立柱建物址や住居址は建設に携わった関係者の居住域として、曹司の建設段階として捉える視点も必要であろう。

14 梶谷原A遺跡

本遺跡はNo.211として登録されており、その遺跡面積は38,000m²の規模である。現在まで3地点調査が行なわれ、第2地点が報告されている。調査面積は4m²であり、全体の0.1%である。

竪穴住居址1軒が検出されたが、時期は不明である。

本遺跡の特徴や傾向は全く分からぬが、第3地点（未報告）⁽²⁴⁾での成果では、官衙的色彩が強いと言える。

15 構之内遺跡

本遺跡はNo.214として登録されており、その遺跡面積は112,000m²の規模である。現在まで3地点調査が行なわれ、第1・2地点が報告されている。調査面積は4,870m²であり、全体の4.3%である。

第1地点住居址31軒、掘立柱建物址16棟、溝状遺構20条が検出された。住居址は8世紀前半5軒、8世紀後半4軒、9世紀前半6軒、9世紀後半8軒、10世紀前半5軒、時期不明3軒に、掘立柱建物址は8世紀後半1棟、9世紀前半1棟、9世紀後半5棟、10世紀前半4棟、溝状遺構は7条が10世紀に時期区分された。8世紀前半～10世紀前半の所産のなかでも、9世紀後半～10世紀前半が主体をなす。遺物は豊富であり、墨書土器は「春」・「山」・「大」・「国？」等が出土しているが、「春」が12点と最も多く出土している。緑釉陶器は林B遺跡に次ぐ出土量で、尾張産（K-90窯式）の碗類の優品が多い。「富寿神宝」1枚、「饒益神宝」4枚と皇朝十二錢が5枚の出土は1遺跡の出土では県下最大の出土量である。また1号掘立柱建物址の柱穴の掘り方から、地鎮に用いられた「猿鏡」1面が出土している。鉄製品では鋤先がある。第2地点では溝状遺構が161条が検出され、76条は古代と考えられている。相対的に生産空間の場である。遺物では人面墨書土器や「富寿神宝」1枚が注目される。

本遺跡の傾向は見出しがたいが、官衙関連遺跡の一角に入るものと考える。未報告ではあるが第1地点の隣の第3地点では8世紀から10世紀の住居址を主体に、銅印「平」、焼印「王」、銅鏡、石帶、円面鏡の出土は裏付けるものと考える。

（2）相模国府域の全体の様相

前節で国府域内の遺跡の分析からその様相を探ったが、本節では国府域の全体の様相を検討するものである。

15遺跡の国府域の遺跡面積は1,122,000m²と積算されるが、調査され報告された面積は27,661m²であり、全体の2.5%に相当する。検出した遺構総数は5,854基を数え、調査面積

に対する遺構密度は約4.72m²に1基となり、特に掘立柱建物址と竪穴住居址は26.1m²に1基で、非常に密度の濃い状況を示している。この密度の濃いことが、本論では扱わなかつた遺物内容の豊富さと絡んで、一般集落と異なる在り方と理解している。

全遺構の割合は掘立柱建物址が2.7%，竪穴住居址が15.3%，溝状遺構10.8%，土壌9.1%，ピット58.7%，井戸址1.2%，道路状遺構1.2%，他1.5%である。

掘立柱建物址と竪穴住居址の合計は18%となり、土壌・ピットとしたものには掘立柱建物址の柱穴も相当数含まれていることから、全体の20%が居住施設と想定できる。これらの数値も官衙域の傾向、つまり多種多様の

遺構の在り方を示しているものと考える。各遺跡の分析は表1に記したように、各遺跡間の調査面積は様々で、そのままの数値を使い分析を行なうことに危険性を伴うが、掘立柱建物址と竪穴住居址の割合は、掘立1棟に対し竪穴5～6軒になり、向原遺跡・上浜田遺跡・草山遺跡の傾向⁽²⁶⁾とは異なるようである。この違いはその遺跡のもつ性格を反映したものであり、どのような社会的状況（社会的位置や経済力）の中に位置づけられたかが問題である。つまり地方官衙（国府・郡衙）や郷家か、またはその下に位置づけされる里長家や戸家によって、様々な構成内容をもつものであり、それも一律に規定できないと考える。

国府は大住郡の四之宮周辺に存在し、政庁（国庁）を中心に曹司群が存在したと考える。その曹司群が国庁を中心に展開したかは課題であるが、現時点では集中的ではなく、国府域に分散していたと考えている。曹司には様々な機関があるが、この機関を機能させるには、国司以下の役人の他に国内から駆り出された農民（徭丁）や手工業生産に携わった工人が存在したわけであり、当然その人々の住む家が存在したわけである。

つまり、竪穴軒数が多いことは、曹司を可動させるために人々の居住施設（竪穴）を曹司周辺に配置したと考える。その結果が掘立1棟：竪穴5～6軒であると解釈する。武藏国府でも、同様に掘立柱建物址より竪穴住居址が多いことが指摘されており注目すべきである。

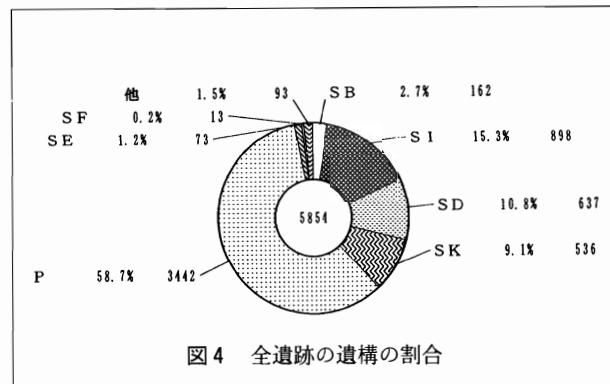


図4 全遺跡の遺構の割合

表1 全体の概要

遺跡名	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	遺跡面積m ²	調査面積	調査率	遺跡の立地
六ノ域遺跡	50	164	28	47	721	10		27	1047	56,000	2,949	5.2	砂州・砂丘
高林寺遺跡	15	118	79	29	438	11	5	18	713	86,000	2,741	3.2	砂州・砂丘, 一部自然堤防
坪ノ内遺跡	6	15	12	8	131	5		10	187	93,000	928	1.0	砂州・砂丘, 一部自然堤防
稻荷前A遺跡	1	5	3		88	2			99	105,000	165	0.1	砂州・砂丘と砂丘間凹地
諏訪前A遺跡	31	171	45	110	680	27	3	17	1084	75,000	2,936	3.9	砂州・砂丘と砂丘間凹地
諏訪前B遺跡	2	27	103	8	18	8		1	167	44,000	1,885	4.3	砂州・砂丘と砂丘間凹地
諏訪前B遺跡	1	8	1	1	17	2			30	33,000	29	0.1	砂州・砂丘
七ノ域遺跡	1	5	4	3	37				50	85,000	120	0.1	砂州・砂丘と砂丘間凹地
山王A遺跡		20	19	7	44			1	91	52,000	395	0.7	砂州・砂丘と砂丘間凹地
天神前遺跡	14	95	38	19	149	6		12	333	108,000	2,727	2.5	砂州・砂丘と砂丘間凹地
山王B遺跡	5	16	5	20	130	2			178	63,000	752	1.1	砂州・砂丘と砂丘間凹地
神明久保遺跡	14	212	109	252	437	6	5	6	1041	132,000	6,668	5.0	砂州・砂丘と砂丘間凹地
梶谷原B遺跡	5	10	10	11	69				105	40,000	492	1.2	砂州・砂丘と砂丘間凹地
梶谷原A遺跡		1			4				5	38,000	4	0.1	砂州・砂丘と砂丘間凹地
構之内遺跡*	16	31	181	21	479	4		1	733	112,000	4,870	4.3	砂州・砂丘と砂丘間凹地
	161	898	637	536	3442	73	13	93	5853	1,122,000	27,661	2.5	

* 今回の国府域以外の遺跡で注目しなければならない遺跡としてNo.162の厚木道遺跡がある。既に8地点の調査が行なわれており、第1地点と第3地点が報告されている。第1地点は「中原上宿」の第Ⅲ・Ⅳ区に該当し、第Ⅲ区からは墨書き土器「曹司」・「井」、焼印「井」や緑釉陶器が出土している。これらの資料は9世紀後半の所産と考えられるものである。特に「曹司」の墨書き土器は「四之宮下郷」の報告のなかで小島弘義氏が再評価し、本遺跡の重要性を指摘している。第3地点では9世紀後半の消失家屋に伴う一括土器が良好に検出され、基準資料になるものが発見された。8世紀第二四半期の土壌からは馬骨が一括投棄され、その固体数は約10頭と推定されている。この大量の馬骨を出土する遺跡の性格をどのように解釈するかである。詳しくは報告書に譲が一般集落を越えたものであり、官衙と絡んだ組織の存在が考えられる。

明石 新 1981 『中原上宿』中原上宿遺跡調査団

小島弘義 1984 『四之宮下郷』神田・大野遺跡発掘調査団

若林勝司・大野悟 1994 「厚木道遺跡第3地点」『平塚市埋蔵文化財調査報告書第11集』平塚市遺跡調査会

(3) 壇穴住居から国府の成立を考える

相模国府は当初より大住郡の四之宮周辺に存在したと記してきたが、肝心要の政庁（国府）を発見していないのが最大の弱点ではある。その弱点を補うのが本節である。

国府の成立は一般的に8世紀前半代と言われており、相模国府の成立もこの時期と考える。この根拠を立証するために壇穴住居址を使う。壇穴住居址は898軒検出されており、その時期別軒数は分析の通りである。グラフで示したように7世紀後半21軒、8世紀前半142軒、8世紀後半72軒、9世紀前半79軒、9世紀後半175軒、10世紀前半108軒、10世紀後半117軒、1不明185軒である。国府成立に関する8世紀前半の壇穴住居址は全体の中で15.7%を示しており、9世紀後半の19.4%に次ぐ件数である。9世紀前半の約2.2倍の9世紀後半の増加の理由の一つとして、元慶二年（878）の地震により家屋の倒壊による、再建による増加が考えられよう。また、この時期が律令体制の変質に伴う荘園制の発達により局地的集中が

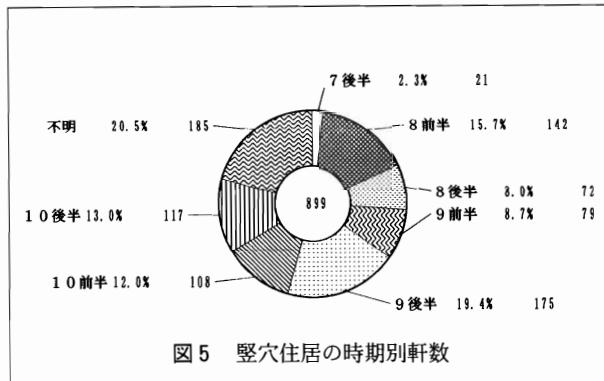


図5 壇穴住居の時期別軒数

想定される。問題は8世紀前半の壇穴住居址の軒数をどのように理解するかである。結論は、前節で記した通り国司・郡司層を中心として、政庁・曹司群、その他の施設を造営するために国内から駆り出した農民層（徭丁）や各種工人の居住による結果と考えている。

国府域の遺跡面積の調査率は2.5%であり、8世紀前半の142軒を遺跡面積を全消化した場合の件数を想定すると約40倍が当時の壇穴軒数となり、5,680軒が算出される。仮に35倍の場合は4,970軒。30倍では4,260軒となる。壇穴住居の耐久年数を15年、20年、25年とした場合の件数は表の如くになる。この場合の最大の壇穴軒数は2,840軒、最少軒数は1,066軒となり、最大・最小を加味しても一般集落の壇穴軒数を凌駕する数値であることを示している。この数値から、国府域内の人口を推定してみたい。当時の相模国の総人口は約102,000人、一郷は1,521人と推定されている。⁽²⁸⁾国府域はほぼ一郷の範囲に納まるものであり、この範囲の中の人口を想定することにより、鮮明に国府像が描かれる。一壇穴住居の人数を3人とした場合、最大の40倍で壇穴耐久年数25年の場合は8,520人、最小の25倍で壇穴耐久年数15年の場合は3,198人となり、一郷の人口をはるかに越える数値は国府造営期間であったことを物語るものである。

表2 耐久年数から見た壇穴住居の軒数 *四捨五入

	5680軒 (40倍)	4970軒 (35倍)	4260軒 (30倍)	3550軒 (25倍)
15年	1705	1492	1280	1066
20年	2272	1988	1704	1420
25年	2840	2485	2130	1775

表3 挖立柱建物址・豎穴住居址の時期別軒数

遺跡名	掘立柱建物址									豎穴住居址								
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計
六ノ域遺跡	6	14	10	9	4	0	0	7	50	8	31	7	10	35	13	47	13	164
高林寺遺跡					2		1	*12	15	4	18	9	4	18	9	39	17	118
坪ノ内遺跡		3	1	1				1	6		2		5	3	1	1	3	15
稻荷前A遺跡	1							1			3	1				1		5
諏訪前A遺跡	1	6	3	1	7	1	1	11	31	4	17	15	8	38	17	12	60	171
諏訪前B遺跡		1						1	2	1	12	3	1	3		2	5	27
稻荷前B遺跡							1		1						1		7	8
七ノ域遺跡								1	1		2					*3	5	
山王A遺跡											1		5	5	8	1		20
天神前遺跡		3	1	2	3			5	14	2	39	11	10	14	9	2	8	95
山王B遺跡		1			3	1			5		2	3	1	3	5	2		16
神明久保遺跡				1	2	2		9	14	1	9	14	26	48	40	10	64	212
梶谷原B遺跡		3	2						5		1	5	3				1	10
梶谷原A遺跡																	1	1
構ノ内遺跡			1	1	5	4		5	16		5	4	6	8	5		3	31
	8	31	18	15	26	8	3	52	161	20	142	72	79	175	108	117	185	898

1) 高林寺遺跡の掘立柱建物址の不明12棟は9世紀代のものである。

2) 七ノ域遺跡の豎穴住居址の不明3棟は9世紀代のものである。

3) 遺構を半世紀毎に区切ったのは、国府域の全体の様相を理解するためである。

4) 遺構の年代観は『中原上宿』・『四之宮下郷』・『草山遺跡Ⅲ』の在地の土師器の変遷の流れを基本とし、各報告者の記載年代観を尊重した。大きな枠組みの中での須恵器は8世紀前半の湖西の箱型須恵器を、8世紀後半は前内出窯式を、9世紀前半は南多摩窯址群G-37窯式、9世紀後半は南多摩窯址群G-59窯式～G-25窯式、10世紀前半は南多摩窯址群G-5窯式をあてた。灰釉陶器は猿投窯址群黒笹90窯式を9世紀後半に、折戸53窯式を10世紀前半とした。

(4) 曹司群の推定と性格について

一般に国府は、国庁・曹司・館・厨屋・雜屋・倉・所等によって構成され、都市的景観をもち、人口が集中し、生産と消費をする所といわれている。⁽²⁹⁾ 第1節の各遺跡の傾向と特徴から、国府を構成する諸施設の推定と性格について触れてみたい。

国庁は現時点では検出されていないが、高林寺第7地点を小島弘義氏は推定した。その後の第13地点の調査（未報告）⁽³⁰⁾では区画溝や掘立柱建物址は検出されていないことから、その推定した範囲は疑問視せざるをえない。第12地点の遺跡の在り方から、中世の区画溝とも考えられる一方、曹司群の一角に相当するとも考えられるが、その可能性は薄いものと考えられる。この他に推定できる遺跡は、坪ノ内遺跡の第1地点を含んだ第5地点周囲や七ノ域遺跡第1地点・第3地点や山王A遺跡第4地点の周辺が考えられるが、推定の域をでないのが現状である。国庁が基本的に場所を移動しないで存続するという立場に立てば、坪ノ内遺跡第4地点の近隣がその可能性が一番強いものと考える。⁽³¹⁾

曹司群は実際の国府の実務を司るものであり、その推定を行なうには遺構の構成や出土遺物から判断せざるを得ない。特に木簡や墨書き土器の出土は有効材料となる一級資料であるが、現実の調査では易々と決定打となる資料は発見されていない。しかし、こうした状況の中でも、曹司群を推定できる幾つかの資料が出土しており、そこから曹司群の機能・性格について触れてみたい。

国府の一つとして「国厨家」があり、食料・食器の調達・管理や食事を供給する機関である。具体的な遺構として、掘立柱建物址・竪穴住居址・井戸址や区画溝、遺物としては多量の食器や機関を標記した墨書き土器があげられる。このような条件を満たす遺跡は検出されていないが、「国厨」を出土した稻荷前A遺跡第1地点が候補として上げられる。1号住居址から出土した8世紀第3四半期の土器と9世紀第1四半期に書かれた「国厨」は一括に廃棄されたものではない。前者は床面から、後者は覆土からであり、明らかに後者は後から廃棄されたものである。第2地点の「国厨」の墨書き土器も9世紀第1四半期のものであることから、この時期の竪穴住居址や掘立柱建物址が周辺に存在する可能性が非常に強いことを示していると考える。3号住居址から出土した「大住厨」・「大厨」は8世紀第2四半期のものであることは明白であり、「国厨」の墨書き土器と絡んでどのように理解すべきであろうか。幾つかの解釈があると考えるが、私は8世紀第2四半期から国厨家が存在し、8世紀第2四半期の「大住厨」・「大厨」は国厨家の要請により大住郡の厨家が動員されたものと考えたい。この場合でも、この地点が国厨家のどのような機関の一つであったかは分からぬ。「国厨」が出土するのは国厨家ばかりでなく、国司館での饗宴も想定されるが、これらを肯定・否定する材料は今のところなく今後の調査如何によるものと考える。

国司が居住する場所である国司館は確認されていないが、林B遺跡では多量の緑釉陶器

が発見されている。猿投窯の黒窯90窯式の約80個体の碗・皿類が二次焼成により釉が変質している。火災により一括廃棄されたものである。緑釉陶器のもつ性格からこのように多量に出土する地点を国司館⁽³⁵⁾と考えられなくはない。この場合、国府域から離れた位置にあり、しかも自然堤防に立地していることに問題が残ろう。国司館は国府域内の砂丘上に求めるのが自然であると考えるが、ただ国司館の分館的（出先機関）なものととらえれば理解できなくはない。何れにせよ、当時にあっては最高級の器を多量に管理できた背景には、国という大きな公権力が働いたからであり、この点を見過ごすことが出来ない。一方、多量の高級食器を維持管理する機関として国厨家が考えられ、この場合の林B遺跡は国府域外の国厨家の出先機関とも考えられる。

倉は正倉や兵庫等があり、具体的に判明したものは確認されていないが、坪ノ内遺跡第5地点では9世紀後半の大型の総柱の掘立柱建物址が検出された。桁行6間（柱間寸法2.40m）・梁行4間（柱間寸法2.70m）であり、現時点での最大の規模である。国府域の東端の砂丘上に立地し、眼前に相模川が流れている。小面積での調査からのその性格・機能を探ることは困難であるが、掘り方から出土した遺物や規模から曹司群の一角を占めるものであることに間違いないものと判断する。敢えて大胆に推測するならば、相模川に近接している点を重要視し、国内から集められた物資を集積した「倉」と考えたい。相模の中央部を流れる相模川が、陸上交通に匹敵する水上交通の要としての性格を担っていたことは疑いないことであり、それは近世の古文書⁽³⁷⁾等からも窺い知ることが出来るのである。

曹司群の中で比較的その内容が明らかにされているのは、物品生産に関わる手工業部門であり、山王B遺跡第1地点、神明久保遺跡第1・3地点、天神前遺跡第6・7地点が該当する。山王B遺跡第1地点の9世紀後半から10世紀前半の時期は、灰釉陶器転用硯と銅滓の出土量と鉄・鋸・鑿・鋸り金具等の鉄製品から木工（家具類）人の曹司と推定した。神明久保遺跡第1・3地点は、豊富な鉄製品と銅滓の多量の出土から、鉄製品の工房群と工人層の居住地域と判断される。主体となる時期は9世紀後半から10世紀前半である。天神前遺跡第6・7地点は神明久保遺跡の時期と異なり、8世紀～9世紀を中心とする鍛冶工房群である。7地点の鉄製の分銅は、素材や製品を計るときに用いられたものである。染色の顔料を計るのなど様々の機能をもっていただけに、一律に鍛冶工房群とするには問題が残るかもしれない。このほかに道半地第4地点では、漆壺や灰釉陶器碗を朱の転用硯に利用したものが出土している。このことに注目すると、漆関係部門の存在が考えられるが、ここではその可能性を指摘するだけに留めたい。

国府には紡織部門や製紙部門の存在が文書や遺跡から明らかにされている。一方、非生産部門としての「各種の文書作成、租税の徵収・管理・貢進、曹司の運営・維持に関する諸物資・経費の調達やその出納事務などにあってはいた曹司も設けられていた」ことを考古学的に立証していくには地道な調査を繰り返すことによって明らかにされよう。

おわりに

相模大住国府所在地を巡る長年の論争も、稻荷前A遺跡の「国厨」の出土から『和名類聚抄』に記載された大住国府を四之宮とする説で終止符を打てたものと考える。今回の論点は、初期国府の大住郡四之宮説を検証するために、国府域の15遺跡・70地点の報告書の掘立柱建物址・竪穴住居址を中心として分析を行なった。その結果、初期国府四之宮説を裏付けるに足る遺構の検出状況にあった。しかも、8世紀前半の竪穴住居址の発掘件数は、相模国内の大規模集落といわれた上浜田遺跡・宮久保遺跡・本郷遺跡・草山遺跡・向原遺跡を遥かに凌駕する数値であり、単なる集落としての理解を越えるものがある。まさに相模の国の総力を挙げての国府造営期間としてとらえることのほうが正鵠を射ていると考える。

相模国府研究は新たな局面を迎えたわけであるが、一方で様々な問題を抱えていることも事実である。特に国分寺との関係をどのように理解するかであるが、これといった私見は持合せていない。消極的ではあるが、いずれ国府推定地とされた地域や国分寺周辺域での調査で明らかにされるものと考えている。時間が問題を解決してくれよう。

今回の発表は、今までに小島弘義氏が調査・整理し、指摘・展開してきたことを分析したまでである。本論の殆どが小島氏の業績であり、また平塚市遺跡調査会長の日野一郎氏のご尽力による賜であることを付記しておく。

最後に日頃ご指導いただいている山中敏史氏、平川南氏、河野喜映氏、大上周三氏、国平健三氏、田尾誠敏氏を始め多くの学友と平塚市教育委員会の諸氏に感謝申し上げます。また、このような発表の機会を与えてくださった神奈川考古学会関係者にも厚くお礼申し上げます。

平成6年11月23日脱稿

〔追記〕

平成6年10月16日に国史学会・神奈川地域史研究会・多摩古代史研究会主催による『古代東国の国府と景観－相模・武藏を中心にして－』のパネラーの一人として「発掘から見た相模国府」と題し、国府域の想定と初期国府を大住四之宮と発表したが、その土台となつたのが今回の国府域の分析である。討論会の席上一部データを口頭発表したことを付記しておく。

また、初期国府を当初より大住郡四之宮との見解は既に、以下の場で発表した。

1993：『考古資料から見た西相模－近年の調査事例から相模国府を考える－』

講演会資料 大磯町郷土資料館

1994：「相模国府と郡衙」『図説・平塚の歴史』上巻 郷土出版社

[註記]

- (1) 上浜田編年, 中原編年, 四之宮下郷編年, 向原編年, 宮久保編年, 草山編年等がある。
- (2) 平塚市で出土する須恵器は, 南武藏古窯跡群と北武藏古窯跡群が主な製品である。
- 服部敬史・福田健司: 1979 「南多摩窯址出土の須恵器とその編年」『神奈川考古』第6号, 神奈川考古同人会。 服部敬史: 1980 『八王子市南部地区の遺跡』八王子市南部地区遺跡調査会。 酒井清治他: 1987 『埼玉の古代窯業調査報告書』埼玉県立歴史資料館。 渡辺一: 1990 『鳩山窯跡群Ⅱ』鳩山窯跡遺跡調査会。
- (3) 灰釉陶器・綠釉陶器の製品は, 愛知・岐阜産, 静岡産, 志賀産, 京都産があり, 生産地単位での編年が行なわれており, 生産地と消費地間とを見通した編年は数少ない。
- 樋崎彰一他: 1980 『猿投山西南麓古窯跡分布調査報告書(1)』愛知県教育委員会。 斎藤孝正: 1981 「尾北窯における灰釉陶器の変遷」『桃花台ニュータウン遺跡調査報告Ⅲ』小牧市教育委員会。 高橋照彦: 1994 「近江産綠釉陶器をめぐる諸問題」『国立歴史民族博物館研究報告』第57集
- (4) 飛鳥京・平城京・平安京編年がある。近年, 古代の土器研究会により7世紀から14世紀までの土器編年大綱が確立されつつある。
- 古代の土器研究会: 1992・1993・1994 「都城の土器集成—古代の土器—1・2・3—」
- (5) 相模国府研究者の多くが初期国府を海老名市の国分寺と絡めて周辺を想定しているが, 国府に関わった遺跡(遺構・遺物)は発見されていない。
- (6) この見解は下曾我遺跡の成果から導いたものであるが, これも今だに考古学的に国府を裏付ける遺跡の発見はない。
- 木下 良: 1974 「相模国府の所在について」『人文研究』No.59, 神奈川大学人文学会
- (7) 国平氏は瓦の分析から海老名市国分寺を「国分寺の詔以後創建されたものである」とした深い洞察には敬服するが, 考古学的成果のないものを国府と結びつけるのは問題である。
- 国平健三: 1990・1991 「初期相模国府の所在地について—造瓦技法の比較と分布から見た場合—」『えびの歴史』創刊号・第2号
- (8) 千代廃寺から出土した瓦の分析から, 足下郡衙の郡寺と判断した。
- 国平健三: 前掲註(7)
- (9) 新井秀樹: 1994 「相模国足柄評の分割をめぐって」『市史研究あしがら』5号
- (10) 明石 新: 1993 「稻荷前A遺跡第1地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ23』平塚市遺跡調査会
- (11) 前掲註(10)の報告書のなかで山中敏史氏のコメントを記したように, 「国厨」を直接「国厨家」を示したものとは考えていないが, 今までの調査成果から大住国府所在地を四之宮周辺に所在することは問題ないものと考える。
- 平川 南: 1993 「厨墨書土器論」『山梨県史研究』創刊号, 山梨県教育庁学術文化課。
- 松尾昌彦: 1994 「厨銘墨書土器考—松戸市坂花遺跡出土例をめぐって」『松戸市立博物館紀要』第1号, 松戸市博物館。
- (12) 「国厨」の墨書土器の土師器の年代観は次の文献による。
- 明石 新: 1981 『中原上宿』中原上宿遺跡調査団。 小島弘義: 1984 『四之宮下郷』神田・大野遺跡発掘調査団。 長谷川 厚: 1990 「草山遺跡Ⅲ」『神奈川県埋蔵文化財センター調査報告18』神奈川県埋蔵文化財センター。

- (13) 「国厨」の墨書き土器の須恵器の年代観は次の文献による。
後藤健一：1991 「須恵器の編年－東海－」『古墳時代の研究－6 土師器と須恵器－』雄山閣。 渡辺 一：1990 『鳩山古窯跡群Ⅱ』鳩山町教育委員会。 高橋一夫他：1974 『前内出窯址発掘調査報告書』埼玉県遺跡調査会報告第24集。
- (14) 東海大学の田尾氏の実見により、甲斐型ではなく、甲斐型を模倣した在地の製品であるとのコメントを頂いた。
- (15) 甲斐型の土器年代観は以下の文献による。
田尾 敏：1992 「相模地方の甲斐型土器観」『山梨県考古学協会誌』第5号。 山梨県考古学会：1992 『甲斐型土器－その編年と年代－』甲斐型土器研究グループ第1回研究集会資料。
- (16) 国平健三：前掲註(7)
- (17) 木下 良：前掲註(6)
- (18) 山中敏史：1994 『古代地方官衙の研究』塙書房
- (19) 溝状遺構の主眼に区画溝という性格があると考えていたからであるが、分析の段階から時期不明のものが多く、また記載内容も不十分なために、意図したもののが得られなかった。
- (20) 平塚市教育委員会に提出した調査概報による。
- (21) 平塚市教育委員会に提出した調査概報による。
- (22) 『四之宮下郷』に掲載。
- (23) 本地点の調査成果の一部を発表している。
上原正人：1993 「山王A遺跡第4地点」『第17回神奈川県遺跡調査・研究発表会－発表要旨－』神奈川県考古学会
- (24) 平塚市教育委員会に提出した調査概報による。
- (25) 調査成果の一部は報道発表（平成6年10月27日記者会見）した。
- (26) 伊丹 徹：1986 「奈良・平安時代相模国の集落遺跡における大型住居址と掘立柱建物－鳶尾・向原・上浜田遺跡の成果から－」『神奈川考古』第22号、神奈川考古同人会。 大上周三：1991 「古代集落の建物群類型について」『神奈川考古』第27号、神奈川考古同人会。
- (27) 荒井健治：1994 「武藏国府の集落様相について」『文化財学論集』文化財学論集刊行会
- (28) 竹内理三：1981 「相模・武藏の国勢－水田と人口－」『神奈川県史－通史編I（原始・古代・中世）－』神奈川県県民部県史編集室
- (29) 山中敏史：前掲註(18)
- (30) 小島弘義は第7地点と第9地点の調査成果から、国庁の区画溝と考え伯耆国庁と同規模のものと推定した。区画溝は東西の長さ44m、南北52mまで確認している。
- (31) 平塚市教育委員会に提出した調査概報によると、区画溝は延びておらず、竪穴住居址が主体である。
- (32) 12地点の調査成果では古代の竪穴住居址を主体とするが、中世の溝状遺構や配石遺構が検出されている。
明石 新：1992 「高林寺遺跡第12地点」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書5』
- (33) 坪ノ内遺跡の調査は第4地点以外は近距離で、しかも遺跡の東側に集中している。そのために全体像が不明だけに西側部分の調査事例が期待される所である。
- (34) 現時点での市内最高出土例であり、全国的に見ても極めて珍しい出土例である。
斎藤孝正：1993 「神奈川県下の灰釉陶器・緑釉陶器－平塚市の出土例を中心にして－」

『三浦古文化』第53号, 三浦古文化研究会

- (35) 田中広明 : 1994 「南関東地方の古代官衙の終末」『古代終末をめぐる諸問題』第3回東日本埋蔵文化財研究会
- (36) 国府の立地条件を考えれば, 自然堤防は常に洪水の危険性があり, 安定を望む居住条件には適さないと考えるのが妥当である。
- (37) 津は国府と切っても切れない関係にある。水上交通は「物資」を大量に運搬輸送することができ, しかも人の労力が陸上交通ほどかかるない点が最大の利点である。日数と労力の問題からすれば最大の効率を発揮する。問題は安全・確実に物資を運搬輸送出来るかである。また, 国府が大量の生産・消費の場であればあるほど大きな河川が選ばれ, しかも自然現象の影響のない場所である内陸部を選定したことは間違いないであろう。
- (38) 土井 浩 : 1990 「船運の発展—相模川と船—」『平塚市史9—通史編（古代・中世・近世）—』平塚市
- (39) 第3地点では多くの鉄・銅製品が出土した。この中で一際注目すべくは銅製の錠前牡金具である。錠前を研究している合田芳正氏の目に触れることによって, この製品が極めて学術的に重要な位置を占めることが明らかになり, 遺跡の再評価がなされ, 官衙鍛冶工房への性格付けがなされた。
- 合田芳正 : 1991 「平塚市神明久保遺跡出土の錠前について」『平塚市文化財調査報告書』第26集, 平塚市教育委員会
- (40) 山中敏史 : 前掲註 (18)
- (41) 山中敏史 : 前掲註 (18)

遺跡の概要(1)

遺跡名	調査年	調査面積	検出した遺構									出土した遺物								文献	
			SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	
六ノ域遺跡		56000m ²										*	*		*	*	*	*	*		
第1地点	昭和54~55年	158		20	3	18	4			7	52									1	
第2地点	昭和56	19		5		7	1				13				*	*	*				2
第3地点	昭和59~60年	900	23	16	16	5	417	3		13	493	*	*		1	*	*	*	*	*	3
第4地点	昭和60~61年	1332	18	95	5	6	173	4		7	308	*	*		7	*	*	*	*	*	4
第5地点	昭和60	87	3	2	1	2					8	*	*			*	*			*	5
第6地点	昭和62	124	2	3			12	2			19						*	*			6
第7地点	昭和63	18		1	1	2	7				11							*	*	*	7
第8地点	昭和63	176	2	8	1	2	49	1			63	*	*				*	*	*	*	8
第9地点	平成2	135	2	14	1	5	58				80	*				*	*	*	*	*	9
	(5.2 パーセント)	2949	50	164	28	47	721	10		27	1047										

高林寺遺跡	調査年	86000m ²	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	文献
第1地点	昭和54・55年	384	7	28	2	3	8	2		1	51	*	*	2	2	*	*	*	*	*	10・11
第2地点(本堂)	昭和52年													銛具1			*	*	*		12
第3地点	昭和56・57年	296	1	17	29	2	40	1	2	4	96	*	*	3		*	*	*	*	*	13
第4地点	昭和58年	264	5	23	3				1		32	*				*	*	*	*	*	14
第5地点	昭和58年	325			8		74	2			84	*	*		1	*	*	*	*		15
第6地点	昭和60年	110		6	5		9			6	26			銛具1			*	*		*	16
第7地点	昭和61年	675		15	8	3	218			1	245	*		銛具1		*	*	*	*	*	17
第8地点	昭和61年	255		2	13	2	45	5			67					*	*	*	*	*	18
第9地点	昭和62年	138	2	10	2		33		1		48	*		1		*	*	*	*	*	19
第10地点	昭和63年	127		5	3	3		1		1	13	*				*	*	*		*	20

遺跡の概要 (2)

遺跡名	調査年	調査面積	検出した遺構								出土した遺物								文献	
			SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	
高林寺遺跡		86000m ²			1	16					17									
第11地点(未報告)	平成2年	77																		21
第12地点(未報告)	平成3年	90			12	5		11		1	5	34	*	*			*	*	*	22・23
	(3.2 パーセント)	2741	15	118	79	29	438	11	5	18	713									

坪ノ内遺跡	調査年	93000m ²	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	文献
			SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	
第1地点	昭和52年	60		2		1				1	4						*		*	24	
第2地点	昭和62年	205	3	7							10	*	*				*	*	*	25	
第3地点	昭和63年	310			7	5	7			6	25						*			26	
第4地点	昭和63年	353	3	6	5	2	124	5		3	148						*	*	*	27	
	(1.0 パーセント)	928	6	15	12	8	131	5		10	187										

稻荷前A遺跡	調査年	105000m ²	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	文献
			SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	
第1地点	平成元年	165	1	5	3		88	2			99	*				*	*	*	*	28	
	(0.1 パーセント)		1	5	3		88	2			99										

諏訪前A遺跡	調査年	75000m ²	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	文献
			SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	
第1地点(福3・4)	昭和54・55年	1038	9	65	19	98	88	21	3	9	312	*	*	3	2	*	*	*	*	*	29
第2地点(未報告)	昭和59年	100		13	2	1					16										30
第3地点	昭和60年	244	8	12	2	2	45				69	*	*			*	*	*	*	*	31
第4地点	昭和61年	450		18	3		163				184	*	*	3		*	*	*		*	32
第5地点	昭和61年	467	3	24	5	9	217	6		5	269	*				*	*	*	*	*	33
第6地点	昭和62年	156	2	23			70			1	96		*	1		*	*			*	34

遺跡の概要 (3)

遺跡の概要 (4)

遺跡名	調査年	調査面積	検出した遺構								出土した遺物								文献	
			SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銅帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	
山王A遺跡		52000m ²									49	*	*			*	*	*	*	
第2地点	平成元年	152		11	11		27				49	*	*			*	*	*	*	48
第3地点	平成2年	243		9	8	7	17			1	42	*				*	*	*	*	49・50
	(0.7 パーセント)	395		20	19	7	44			1	91									

天神前遺跡	調査年	108000m ²	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銅帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	文献
												墨書	線刻	銅帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	
第1地点	昭和60年	605	3	12	8			1		5	29	*	*				*	*	*		51
第2地点	昭和61年	51		2	1	1	14			2	20						*				52
第3地点	昭和62年	370	1	13	2	3				3	22	*	*				*	*			53・54
第4地点	昭和62年	13		1	1	3	3				8					*					55
第5地点	平成2年	40	1	7	1		4				13	*					*	*			56
第6地点	昭和63年	588	1	16	6	3	5	3		1	35	*	*				*	*	*		57
第7地点	平成元年	1060	8	44	19	9	123	2		1	206	*	*				*	*	*		58
	(2.5 パーセント)	2727	14	95	38	19	149	6		12	333										

山王B遺跡	調査年	63000m ²	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銅帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	文献
												墨書	線刻	銅帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	
第1地点	昭和60年	260		9	5	20	28	1			63	*	*		2	*	*	*	*		59
第2地点	昭和63年	438	5	4			71	1			81	*	*				*	*	*		60
第3地点	平成2年	54		3			31				34	*							*		61
	(1.1 パーセント)	752	5	16	5	20	130	2			178										

神明久保遺跡	調査年	132000m ²	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銅帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	文献
												墨書	線刻	銅帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	
第1地点	昭和52年	2590	6	70	6	43	76	4		4	209	*	*	1		*	*	*	*		62

遺跡の概要 (5)

遺跡名	調査年	調査面積	検出した遺構									出土した遺物							文献	
			SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	
神明久保遺跡		132000m ²									58	*				*		*		
第2地点	昭和63年	580	35	4		19					58	*				*		*		63
第3地点	昭和63年	2500	97	74	199	77	1	5	1	454	*		1	2	*	*	*	*		64
第4地点	昭和63年	890	6	10	20	10	258				304				*	*	*	*	*	65
第5地点	昭和63年	108	2		5		7	1		1	16				*		*	*		66
(5.0 パーセント)		6668	14	212	109	252	437	6	5	6	1041									

梶谷原B遺跡	調査年	108000m ²	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	文献
第1地点	昭和61年	492	5	10	10	11	69				105	*	*				*		*		67
(1.2 パーセント)		492	5	10	10	11	69				105										

梶谷原A遺跡	調査年	38000m ²	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	文献
第2地点	昭和62年	4		1			4				5										68
(0.1 パーセント)		4		1			4				5										

構之内遺跡	調査年	112000m ²	SB	SI	SD	SK	P	SE	SF	他	計	墨書	線刻	銙帶	石帶	緑釉	灰釉	金属	瓦	硯等	文献
第1地点	平成2年	2400	16	31	20	10	233	3		1	314	*	*			*	*	*			69
第2地点	平成2年	2470			161	11	246	1			419	*				*	*	*	*		70
(4.3 パーセント)		4870	16	31	181	21	479	4		1	733										

1) 遺跡の概要是報告書からおこしたものであり、未報告・未発表は基本的に除外した。

2) 遺構の他はSB・SI・SD・SK・P・SE・SF以外の遺構をまとめた数である。

3) 遺物の*印は出土したか、しないかを*印で表したものであるが、銙帶・石帶の数字は出土点数である。

4) 金属は鉄製品と銅製品をまとめたものである。

5) 硯等は硯と転用硯（須恵器・灰釉陶器）をまとめたものである。

掘立柱建物址・住居址・溝状遺構の時期別件数 (1)

遺跡名	掘立柱建物址									堅穴住居址									溝状遺構							
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計		
六ノ域遺跡	7	8	8	9	9	10	10	10	50	3	3	6	7		1		20			1		2	3			
第1地点										3																
第2地点										1			1	2				5								
第3地点	4	8	3	5	3				23	2	1			1	2	8	2	16					16	16		
第4地点	2	5	6	4				1	18	1	24		1	19	18	36	6	95	1				4	5		
第5地点		1	1		1				3		1			1				2					1	1		
第6地点								2	2		3							3								
第7地点								0						1				1		1				1		
第8地点								2	2	1	1	2		1	2	1		8		1				1		
第9地点								2	2		1	2	2	3	1	1	4	14						1	1	
	6	14	10	9	4	0	0	7	50	8	31	7	10	35	13	47	13	164	1	2	1	0	24	28		

高林寺遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計		
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計		
高林寺遺跡				7					7		5	5	1	3	4	6	4	28			1		1	2		
第1地点																										
第2地点																										
第3地点						1		1			2			4	2	8	1	17	2	10	13		4	29		
第4地点				5					5	3	3	3	2	3	1	6	2	23		1	1	1		3		
第5地点																				5		3		8		
第6地点											1			1		1	3	6			2		3	5		
第7地点										1	5	1		1	1	6		15						8	8	
第8地点														1		1		2		3	3	2	5	13		
第9地点					2				2		1			2		7		10					1	1		
第10地点											1			1		2	1	5			3			3		

掘立柱建物址・住居址・溝状遺構の時期別件数 (2)

遺跡名	掘立柱建物址								堅穴住居址								溝状遺構							
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
高林寺遺跡																								
第11地点																							1	1
第12地点																						3	2	5
				14 (2)			1		15	4	18	9	4	18	9	39	17	118	2	14	32	3	28	79

坪ノ内遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
第1地点																								
第2地点		3							3		1		2	1	1		2	7						
第3地点																						7	7	
第4地点			1	1				1	3		1		3	2				6		2		3	5	
	3	1	1				1	6		2		5	3	1	1	3	15		2		10	12		

稻荷前A遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
第1地点	1								1		3	1				1		5		3				3
	1								1		3	1				1		5		3				3

諏訪前A遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
第1地点		2	1		4			2	9	1	6	8	6	14	9		21	65		4		15	19	
第2地点																	13	13				2	2	
第3地点		1	1			1	1	4	8		2		5	1	1	3	12					2	2	
第4地点										1	2	4	1	5		2	3	18					3	3
第5地点				1	2				3	2	4		9	2	2	5	24	3		1		1	5	
第6地点								2	2		1			2	3	5	12	23						

掘立柱建物址・住居址・溝状遺構の時期別件数 (3)

遺跡名	掘立柱建物址								堅穴住居址								溝状遺構							
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	7後	8C	9C	10C	不明	合計		
諏訪前A遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明																
第7地点																	1			2	3			
第8地点			2														4			1	1	6	5	
第9地点	1	1	1		1				3	7							1	2	1	1	5	2	6	
第10地点																	1			1	2		1	
	1	6	3	1	7	1	1	11	31	4	17	15	8	38	17	12	60	171	5	1	5	3	31	45

諏訪前B遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
第1地点									1	1												23		23
第2地点																						51	51	
第3地点																	1	12	3	1	3	1	5	26
第4地点			1						1												2	2	4	
第5地点																					5	18		23
		1							1	2	1	12	3	1	3		2	5	27		7	43	51	101

稻荷前B遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
第1地点									1													1	1	
第2地点																	1		7	8				
									1	1							1		7	8			1	

七ノ域遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
第1地点									1	1							2		3			5		4
									1	1							2		3			5		4

掘立柱建物址・住居址・溝状遺構の時期別件数 (4)

遺跡名	掘立柱建物址									堅穴住居址									溝状遺構						
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計	
山王A遺跡	7	8	8	9	9	10	10	11	54				2	3	5	1	11				4	7	11		
第2地点													1	3	2	3		9			1	1	1	5	8
第3地点													1	5	5	8	1	20			1	1	5	12	19

天神前遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計	
第1地点		1							2	3	1	9					1	1	12		4			4	8
第2地点															1			1	2					1	1
第3地点									1	1	1	7			2	3		13						2	2
第4地点																		1	1					1	1
第5地点									1	1	2			1	2		2	7						1	1
第6地点		1							1		7	5	2		1		1	16	1	2	1		2	6	
第7地点		1	1	2	3				1	8	14	6	8	10	3	1	2	44	1	1	5		12	19	
		3	1	2	3				5	14	2	39	11	10	14	9	2	8	95	2	7	6		23	38

山王B遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計	
第1地点															2	5	2	9				1		4	5
第2地点		1			3	1			5		1	1	1	1				4							
第3地点											1	2						3							
		1			3	1			5		2	3	1	3	5	2		16			1		4	5	

神明久保遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
第1地点				1				5	6		1	1	13	15	16	9	8	70			1		5	6

掘立柱建物址・住居址・溝状遺構の時期別件数 (5)

遺跡名	掘立柱建物址								堅穴住居址								溝状遺構						
	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	7後	8C	9C	10C	不明	合計	
神明久保遺跡																							
第2地点																							
第3地点																							
第4地点				2	2		2	6				1		3	4	1	1	10			2	18	20
第5地点								2	2													5	5
				1	2	2		9	14	1	9	14	26	48	40	10	64	212					109

梶谷原B遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計
第1地点		3	2						5		1	5	3				1	10		7		3	10	
	3	2							5		1	5	3				1	10		7		3	10	

梶谷原A遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計	
第2地点																			1	1					
																			1	1					

構ノ内遺跡	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8前	8後	9前	9後	10前	10後	不明	合計	7後	8C	9C	10C	不明	合計	
第1地点			1	1	5	4		5	16		5	4	6	8	5		3	31				9	11	20	
第2地点																							161	161	
		1	1	5	4		5	16		5	4	6	8	5		3	31				9	172	181		

1) 堅穴住居址での10世紀後半には11世紀代のものを含んでいる。

2) 溝状遺構の不明には時期不明のほかに、古代（7世紀後半～11世紀）に属するものを含んでいる。

〔分析した報告書一覧〕

- 1 小島弘義 1984 『四之宮下郷』神田・大野遺跡発掘調査団
- 2 小島弘義 1982 「六ノ域遺跡」『諏訪前B・六ノ域』諏訪前B・六ノ域遺跡発掘調査団
- 3 小島弘義 1986 「真土六の域遺跡」『平塚市埋蔵文化財シリーズ1』大野小学校遺跡発掘調査団
- 4 小島弘義 1987 「真土六の域遺跡Ⅱ」『平塚市埋蔵文化財シリーズ3』大野小学校遺跡発掘調査団
- 5 小島弘義 1988 「六の域遺跡（第5地区）」『平塚市埋蔵文化財シリーズ6』平塚市遺跡調査会
- 6 細野高伯 1988 「六の域遺跡」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書1』平塚市教育委員会
- 7 青地俊朗 1990 「六の域遺跡第7地区」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書3』平塚市教育委員会
- 8 上原正人 1992 「六ノ域遺跡第8地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ21』平塚市遺跡調査会
- 9 青地俊朗 1992 「真土六ノ域遺跡Ⅲ」『平塚市埋蔵文化財シリーズ20』平塚市遺跡調査会
- 10 小島弘義 1984 『四之宮下郷』神田・大野遺跡発掘調査団
- 11 杉山博久 1980 『諏訪前調査報告』平塚市神田大野遺跡発掘調査団
- 12 平塚市教育委員会 1985 『平塚市文化財調査報告書』第20集
- 13 小島弘義 1985 「四之宮高林寺Ⅱ」『平塚市埋蔵文化財調査報告書第2集』平塚市教育委員会
- 14 小島弘義 1986 「高林寺遺跡第4地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ2』高林寺遺跡発掘調査団
- 15 小島弘義 1986 「高林寺遺跡第5地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ2』高林寺遺跡発掘調査団
- 16 小島弘義 1988 「四之宮高林寺遺跡第6地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ6』平塚市遺跡調査会
- 17 小島弘義 1988 「四之宮高林寺遺跡第7地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ6』平塚市遺跡調査会
- 18 小島弘義 1990 「四之宮高林寺遺跡第8地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ16』平塚市遺跡調査会
- 19 小島弘義 1990 「四之宮高林寺遺跡第9地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ16』平塚市遺跡調査会
- 20 小島弘義 1989 「高林寺遺跡」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書2』平塚市教育委員会
- 21 平塚市教育委員会 1988 『平塚市文化財調査報告書』第23集
- 22 明石 新 1992 「高林寺遺跡第12地点」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書5』平塚市教育委員会
- 23 平塚市教育委員会 1992 「平塚市文化財調査報告書」第27集
- 24 明石 新 1978 「坪ノ内遺跡」『平塚市博物館資料No.12』平塚市博物館
- 25 小島弘義 1989 「坪ノ内遺跡」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書2』平塚市教育委員会
- 26 小島弘義 1989 「坪ノ内遺跡第3地区」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書2』平塚市教育委員会

- 27 小島弘義 1990 「坪ノ内遺跡第4地区」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書3』平塚市教育委員会
- 28 明石 新 1993 「稻荷前A遺跡第1地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ23』平塚市遺跡調査会
- 29 小島弘義 1984 『四之宮下郷』神田・大野遺跡発掘調査団
- 30 平塚市教育委員会 1986 『平塚市文化財調査報告書』第21集
- 31 小島弘義 1987 「四之宮諏訪前A」『平塚市埋蔵文化財調査報告書第4集』平塚市教育委員会
- 32 小島弘義 1987 「諏訪前A遺跡第2地区」『平塚市埋蔵文化財調査報告書第6集』平塚市教育委員会
- 33 小島弘義 1990 「諏訪前A遺跡第3地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ16』平塚市遺跡調査会
- 34 小島弘義 1989 「諏訪前A遺跡」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書2』平塚市教育委員会
- 35 明石 新 1991 「諏訪前A遺跡第7地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ18』平塚市遺跡調査会
- 36 明石 新 1994 「諏訪前A遺跡第8地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ26』平塚市遺跡調査会
- 37 明石 新 1994 「諏訪前A遺跡第9地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ26』平塚市遺跡調査会
- 38 若林勝司 1991 「諏訪前A遺跡第9地区」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書4』平塚市教育委員会
- 39 大野 悟 1992 「諏訪前A遺跡第10地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ22』平塚市遺跡調査会
- 40 小島弘義 1982 「諏訪前B遺跡」『諏訪前B・六ノ域』諏訪前B・六ノ域遺跡発掘調査団
- 41 小島弘義 1988 「四之宮諏訪前B」『平塚市埋蔵文化財シリーズ6』平塚市遺跡調査会
- 42 小島弘義 1989 「四之宮諏訪前B第3地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ13』平塚市遺跡調査会
- 43 小島弘義 1989 「四之宮諏訪前B」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書2』平塚市教育委員会
- 44 大野 悟 1993 「諏訪前B遺跡第6地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ23』平塚市遺跡調査会
- 45 小島弘義 1989 「稻荷前B」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書2』平塚市教育委員会
- 46 大野 悟 1993 「稻荷前B遺跡第2地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ22』平塚市遺跡調査会
- 47 若林勝司 1992 『山王A・山王B遺跡隣接地』『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書5』平塚市教育委員会
- 48 上原正人 1993 「山王A遺跡第2地点」『平塚市埋蔵文化財調査報告書第10集』平塚市教育委員会
- 49 明石 新 1993 「山王A遺跡第3地点」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書4』平塚市教育委員会
- 50 上原正人 1993 「山王A遺跡第3地点」『平塚市埋蔵文化財調査報告書第10集』平塚市教育

委員会

- 51 小島弘義・青地俊朗 1989 「四之宮天神前遺跡」『平塚市埋蔵文化財調査報告書第5集』平塚市教育委員会
- 52 大野 悟 1992 「天神前遺跡第2地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ21』平塚市遺跡調査会
- 53 小島弘義 1989 「天神前遺跡第2地点」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書1』平塚市教育委員会
- 54 小島弘義 1990 「天神前遺跡第3地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ16』平塚市遺跡調査会
- 55 細野高伯 1988 「天神前遺跡第4地点」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書1』平塚市教育委員会
- 56 大野 悟 1992 「天神前遺跡第5地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ22』平塚市遺跡調査会
- 57 上原正人 1992 「天神前遺跡第6地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ21』平塚市遺跡調査会
- 58 明石 新 1992 「天神前遺跡第7地点」『平塚市埋蔵文化財調査報告書第9集』平塚市教育委員会
- 59 細野高伯 1987 「四之宮山王B遺跡」『平塚市埋蔵文化財シリーズ4』平塚市遺跡調査会
- 60 明石 新 1993 「山王B遺跡第2地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ23』平塚市遺跡調査会
- 61 若林勝司 1992 「山王B遺跡第3地点」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書5』平塚市教育委員会
- 62 明石 新 1991 「神明久保遺跡第1地区」『平塚市埋蔵文化財シリーズ19』平塚市遺跡調査会
- 63 青地俊朗 1989 「神明久保遺跡」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書2』平塚市教育委員会
- 64 高杉博章 1989 『神明久保遺跡第3地区』神明久保遺跡調査団
- 65 若林勝司 1991 「神明久保遺跡第3地区」『平塚市埋蔵文化財調査報告書第8集』平塚市教育委員会
- 66 小島弘義 1990 「神明久保遺跡第5地区」『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書3』平塚市教育委員会
- 67 青地俊朗 1990 「梶谷原B遺跡」『平塚市埋蔵文化財シリーズ16』平塚市遺跡調査会
- 68 大野 悟 1992 「梶谷原A遺跡第2地点」『平塚市埋蔵文化財シリーズ21』平塚市遺跡調査会
- 69 河合英夫・田村良照 1994 『構之内遺跡』構之内遺跡発掘調査団
- 70 若林勝司 1994 『構之内遺跡第2地点』『新町遺跡他発掘調査報告書』平塚市遺跡調査会